第百三十三条	輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九〇一・一〇号、第八九〇一・九〇号、第八九〇一・〇三項、第八九・〇四項及び第八九・〇五項に該当するものとする。
第百三十四条	輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二	（略）
三	関税率表第九〇〇四・九〇号に該当するもの
四	（略）
五	関税率表第九〇・〇六項に該当するもの
六～十	（略）
十一	関税率表第九〇・二〇項に該当するもの
十二～十九	（略）
第百三十五条	輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九三・〇七項に該当するものとする。
第百三十六条	輸出令別表第二の三第二号の二(48)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三	（略）
第百三十七条	輸出令別表第二の三第二号の二(49)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項及び第九五〇四・五〇号に該当するものとする。
第百三十八条	輸出令別表第二の三第二号の二(50)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三	（略）
第百三十九条～第百五十七条	（略）

第百三十二条	輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項及び第八九・〇五項（第八九〇五・一〇号を除く。）に該当するものとする。
第百三十三条	輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一・二	（略）
三	（略）
四	関税率表第九〇〇六・三〇号に該当するもの
五～九	（略）
十～十七	（新設）
第百三十四条	輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三	（略）
第百三十五条	輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。
第百三十六条	輸出令別表第二の三第二号の二(48)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三	（略）
第百三十七条～第百五十五条	（略）

附　則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和七年政令第一号）の施行の日から施行する。

○環境省令第一号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第八条第一項の規定に基づき、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

令和七年一月十六日

環境大臣　浅尾慶一郎

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項）

第二条　廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。

2　廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。

3　廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。

（技術の向上に関する事項）

第三条　廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。

（温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項）

第四条　廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないよう留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。

2　廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。

3　廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。

（再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項）

第五条　廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。

2　廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。

3　廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。

（その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項）

第六条　廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。

2　廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。

3　廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年二月一日）から施行する。